令和7年度まちむらアドバイザー派遣事業実施要領

1 目的

都市農村交流実践団体等にアドバイザーを派遣し、地域の特性を生かした体験プログラムの造成や地域資源の掘り起し、人材育成支援などを行うことで、地域の魅力向上や都市農村交流の拡大を図る。

2 応募概要

- (1) 対象派遣先
 - ・福岡県グリーンツーリズム協議会員
 - 市町村
 - ・まちむら交流活動企画支援団体
 - ·農業協同組合、直売所、飲食店等
 - ・その他県が必要と認める団体

(2) 費用等

派遣に要する費用のうち、謝金及び派遣先までの旅費については、県が負担する。その他アドバイザーの受入れに係る会場や資料等は各団体等が負担する。

(3)派遣回数

15回を限度とした予算の範囲内 (1団体につき、3回以内とし、上限に達し次第募集を終了)

(4) 派遣対象期間

令和7年9月19日(金)から令和8年2月28日(土)

(6) 募集開始

令和7年8月27日(水)

(7) 募集締切

令和8年2月6日(金)必着(郵送の場合は当日消印有効)

3 派遣申込

派遣を希望する団体等は、「まちむらアドバイザー派遣依頼書」(様式1)を実施希望日の3週間前までに下記提出先まで、郵送、FAX又は電子メールで送付すること。 申込の受付は、先着順とする。

<提出先>

・郵 送:〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県農林水産部 食の安全・地産地消課

地產地消推進係 担当:太田

 \cdot FAX: 092-643-3573

・電子メール: oota-m4108@pref.fukuoka.lg.jp

4 派遣の決定と通知

提出された派遣依頼書の内容に基づき、県がアドバイザーと日程調整の上、派遣の決定を行う。

決定後、直ちに県から各団体等へ文書にて通知する。

5 費用の支払い

派遣に係る謝金・旅費については、会議等が終了した後、県が委託する事務局からアドバイザーに直接支払うこととする(1回当たり講師料2万円、交通費は別途支給)。

なお、アドバイザーは駐車場代や有料道路等の使用料については、領収書の提出をすること。

6 実績報告の提出

派遣を受けた団体等は、その内容について、「アドバイザー派遣実績報告書」(様式2) にて県に報告すること。

報告書の提出は「3 派遣申込」の提出先とする。